

関係業者等の皆様

田辺市環境課長

令和8年度浄化槽設置整備事業補助金について（お知らせ）

標記について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本年度は田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱(以下「要綱」といいます。)を改正し内容が一部変わっていることから、必ずご確認をいただきますようお願いいたします。

【改正された内容の概要】

- 1 特定既存単独処理浄化槽※1から合併処理浄化槽への入替えに係る補助を新設※2 ※3
※1 既存単独処理浄化槽のうち破損などにより、そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上重大な支障が生じるおそれがあると認められるもの（浄化槽法附則第11条に規定）。
※2 要件につきましては、要綱第6条第2項の規定をご参照ください。
※3 特定既存単独処理浄化槽と認められない場合でも、要件を満たす場合は、従来からの既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への入替えに係る補助をご活用いただけます。
- 2 既存単独処理浄化槽又は特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への入替え（以下「転換」といいます。）において、撤去補助を増額。
- 3 くみ取便槽から合併処理浄化槽への入替え（以下「水洗化」といいます。）において、撤去補助を増額。
- 4 転換又は水洗化において、配管工事補助を増額。
- 5 転換又は水洗化の配管工事補助について、大規模な改修又は大規模な増築を伴う場合に、既設配管工事に関する部分とその他の配管工事の部分を区別することができれば、既設配管工事に関する配管工事費用については補助の対象とするよう改正。

【制度の内容について】

1 補助金の申請期間

令和8年4月14日（火）から令和9年3月1日（月）

※工事の着工前に、環境課生活排水係へ交付申請書を提出する必要があります。

2 補助対象及び補助金額

(1) 設置補助

補助金の交付決定以降に工事を着手し、令和9年3月31日までに実績報告書を提出することができる「住宅」「飲食店」「民宿等」「町内会館その他これに類すると市長が認める建物」が対象となります。なお、対象となる補助区分及び補助金額は次のとおりです。

人槽区分	補助区分・補助金額の限度額			
	新築	転換又は水洗化		特定既存単独処理浄化槽からの転換
	住宅	住宅・飲食店・ 民宿等	町内会館その他これに類すると市長が認める建物	住宅
5人槽	332,000円	498,000円	498,000円	558,000円
7人槽	414,000円	621,000円	621,000円	695,000円
10人槽	548,000円	822,000円	822,000円	916,000円
11～20人槽			939,000円	
21～30人槽			1,472,000円	
31～50人槽			2,037,000円	

- ① 要綱第2条第13号に規定する「設置替え」は、住宅において適切に管理している合併処理浄化槽で、やむを得ない事情により入れ替えるものであり、補助額は新築住宅の欄に規定された額の2分の1の額が限度額となります。※別途要件があります。
- ② 「転換」は既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ、「水洗化」はくみ取便槽から合併処理浄化槽へ入れ替えるものです。
- ③ 「特定既存単独処理浄化槽からの転換」は、特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ入れ替えるものです。※別途要件があります。要綱第6条第2項の規定をご参照ください。
- (2) 既存単独処理浄化槽又は特定既存単独処理浄化槽の撤去補助
合併処理浄化槽に入れ替える際に、既存単独処理浄化槽又は特定既存単独処理浄化槽を掘り起こして適正に処分する場合は、工事費用に応じて15万円を上限とした額を加算します。
- (3) くみ取便槽の撤去補助
合併処理浄化槽に入れ替える際に、くみ取便槽を掘り起こして適正に処分する場合は、工事費用に応じて12万円を上限とした額を加算します。
- (4) 配管工事補助
既存単独処理浄化槽、特定既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽に入れ替える際の既設配管工事費用に応じて33万円を上限とした額を加算します。

3 補助の交付を受けられない場合

- (1) 設置補助
要綱第5条第2項の規定をご参照ください。
- (2) 配管工事補助
要綱第6条第5項の規定をご参照ください。

4 補助金の申請に必要な書類

(1) 交付申請時

要綱第7条の規定をご参照ください。なお、下記の点にご留意ください。

- ① 転換において、浄化槽法第11条の規定による水質検査を受けなければならない場合は、補助金交付申請を行う日の直近1年以内に受検した結果書の写し
- ② 転換のうち、特定既存単独処理浄化槽に係るものについては、法第10条及び第11条の規定による保守点検、清掃及び水質検査を前年度から実施していることが分かる書類（交付申請者の同意を得て本市で実施していることを確認できる場合は、この限りではありません。）
- ③ 飲食店は、食品衛生法の規定による飲食店の営業の許可証の写し（交付申請者本人に対する許可に限ります。）
※交付申請者本人が市外に居住されている場合は、申請する建物又は建物の所在する土地を所有している必要がありますのでご留意ください。
- ④ 民宿等は、旅館業法の規定による営業の許可証の写し（交付申請者本人に対する許可に限ります。）
※交付申請者本人が市外に居住されている場合は、申請する建物又は建物の所在する土地を所有している必要がありますのでご留意ください。
- ⑤ 配管工事補助を申請する場合は、ホームページに掲載している見積書記載例を参考に、工事の明細が確認できるもの
（大規模な改修又は大規模な増築を伴う場合は、既設配管に関する金額のみ記載することにご留意ください）
- ⑥ 特定既存単独処理浄化槽の使用者（全員）の最新の課税・所得証明書又は非課税証明書（特定既存単独処理浄化槽からの転換の場合に限ります。）

(2) 実績報告時

要綱第11条をご参照ください。なお、下記の点にご留意ください。

- ① 補助金交付申請時の住所から実績報告時の住所が変更になる方は、変更承認申請書を提出してください。
なお、住宅の場合は、実績報告書を提出するまでに設置場所へ住所を移していただく必要があります。
- ② 既存単独処理浄化槽、特定既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去補助を申請されている場合は、下記にご留意ください。
 - ・ 撤去に係る工事写真（着工前並びに清掃、撤去及び処分の実施が確認できるもの）及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写しを添付してください。
 - ・ 既存単独処理浄化槽又は特定既存単独処理浄化槽の場合は、浄化槽使用廃止届出書の写しを添付してください。
- ④ 配管工事補助を申請されている場合は、下記にご留意ください。
 - ・ 工事写真は、工事前、工事中及び工事後の状況が確認できるものとしてください。

- ・ 出来高が確認できる配管図は、ホームページに掲載している記載例を参考に提出してください。なお、大規模な増築又は大規模な改築を伴う場合は、既設配管に関する工事の部分とそれ以外の配管工事の部分が分かるように区別して記載してください。
- ・ 工期の都合等により領収書の写しを添付できない場合には、補助金交付決定者宛での請求書の写し及び浄化槽設置工事費支払確約書を提出してください。
- ・ 大規模な増築又は大規模な改築を伴う場合で、領収書又は請求書において既設配管に係る費用とそれ以外の工事の費用を区別して記載することが困難である場合は、既設配管に係る費用が分かる書類を別途添付してください。

5 市職員の現場立会いについて

浄化槽の確認については、工事業者立会いのもと、中間検査を実施します。

また、配管工事補助を申請されている場合は、配管工事の完了検査を実施します。

(配管工事完成後に工事業者立会いのもと、排水状況等を確認します。)

なお、浄化槽からの処理水の放流先については、設置者の責任において確保されますようお願いいたします。

6 工事業者の方へ

- (1) 浄化槽設置完了届は、**配管工事の完了検査後**に提出してください。
- (2) 設置計画書及び設置届出書の「その他特記事項」欄には、工事の内容（新築・転換・水洗化）のいずれかをご記入ください。

7 申請受付窓口

- (1) 〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所3階 環境課生活排水係（6番窓口）
- (2) 電話番号・FAX番号は、TEL 0739-26-9927、FAX 0739-26-7255 です。